

## 令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

平戸市

(都道府県: 長崎県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	平戸市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	新規	
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,600,000			円
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	<p>「平戸市総合計画」における6つの基本目標のうち、「4. まちをつくるプロジェクト」の中に「(2)市内在住者の定着を推進する(婚活支援)」を掲げており、本事業は、上記を実現するための重要な事業である。</p> <p>本市における、婚活支援事業による成婚数は83件(令和2年度)となっている。 県が平成29年度に実施した「長崎県版合計特殊出生率『見える化』分析」によると、本市の合計特殊出生率は1.77(2006-2010年)から2.02(2011-2015年)と上昇しているものの、変化量を要因分解した結果、有配偶率は0.014ポイント上昇、有配偶出生率は0.241ポイント上昇している状況が明らかとなった。 このことから、本市の合計特殊出生率の上昇のためには、「子育て支援」と「結婚支援」を少子化対策の両輪として推進しながらも、有配偶率の上昇を図るための結婚支援に一層力を入れることが最も重要であると言える。 結婚支援については、支援者が少ないことが大きな課題となっていることから、県との連携により、結婚支援と子育て支援等のネットワークを融合し、結婚支援に子育て支援者等を巻き込み、支援者を増やしていくことが必要である。 なお、実施に当たっては、長崎県婚活サポート官民連携協議会に参加し、官民一体となって出会いから結婚までを支援するための協議、検討を実施する。</p>			
(個別事業の内容) ※(注)3	1. 概要 要件緩和及び加算分は一般財源で対応			
【補助対象要件】				
・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が 400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合
	夫婦の合計所得が500万円未満			
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合
【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
一般 コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合
	(例)各費用に係る合計が●●万円			
都道府県 主導型 コース	29歳以下 の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>
	39歳以下 の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>
【その他独自要件】				
個別	夫婦又はそのどちらか一方が婚姻を機に平戸市外から転入している、若しくは夫婦又はそのどちらか一方が平戸市出身で、その出身中学校区に居住した場合、29歳以下に20万円、39歳以下に10万円加算する。			

事業の内容	2. ①申請見込み世帯数	8	世帯			
	※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	4	世帯	左記以外	4 世帯
	【積算根拠】	・夫婦いずれかの高い年齢が29歳以下 4件×60万円×2/3=1,600千円 ・夫婦いずれかの高い年齢が39歳以下 4件×30万円×2/3=800千円  (参考)(対象世帯数概算) ・42件=①83件×②%×③% ①「令和2年人口動態統計」令和2年A市年間婚姻件数 83件 ②「令和2年人口動態統計」令和2年に結婚生活に入った夫婦共に39歳以下の世帯割合 90.2% ③「令和元年国民生活基礎調査」令和元年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 39歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が540万円以下(所得換算約400万円)の世帯の割合 57%				
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	—	—	世帯 円			
3. 広報の実施予定						
広報誌、ホームページ・SNS等による周知、婚姻届提出時の周知 ポスター・チラシによる広報(市民課等窓口、自治会回覧、婚活イベント・公共施設) 民間事業者に対しポスター・チラシによる広報を依頼(飲食・ブライダル・不動産・引越等事業者、コンビニエンスストア、ドラッグストア、バスセンター等) なお、県においても、結婚・子育てを応援する広報資料に掲載するほか、ホームページ、婚活支援窓口等での広報を実施						

少年化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻数	件	100件(令和9年度)	82件(令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	2.07(平成25-29年度)	
	婚姻件数	件	83(令和2年度)	
	婚姻率	%	2.8(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	40	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・長崎県婚活サポート官民連携協議会において、県と市町の連携・役割分担手法を検討する。 ・受給者への支援については、県は動画視聴確認、アンケート実施を、市町は動画視聴依頼、アンケート周知を行う。 ・制度の広報については、県と市町が連携して実施する。また、市町を通じ地域づくり団体や子育て支援団体等の協力を得ながら、少年化対策全般の広報の中においても制度の周知を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・長崎県婚活サポート官民連携協議会を通じて、民間団体に対し広報依頼を行う。 ・県の地域コーディネーターと連携し、地域づくり団体や子育て支援団体等の協力を得ながら、少年化対策全般の広報を通じて、制度の周知を図る。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少年化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少年化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少年化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。  
 4「少年化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少年化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少年化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。